

○箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例施行規則

平成十七年三月二十四日

規則第十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例(平成十六年箕面市条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の特別利用の範囲)

第二条 条例第四条の規定により箕面市立箕面駅前第一駐車場の一部を特別に利用させる者の範囲は、箕面駅前再開発事業に伴う建築物に附属すべき駐車設備として利用する者に限る。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第三条 条例第六条第三項の規定による指定管理者の指定を受けようとする者は、箕面駅前自動車駐車場指定管理者申込書(様式第一号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第六条第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これらに類する書類
- 二 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 三 法人その他の団体の代表者の印鑑証明書
- 四 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
- 五 法人その他の団体の財産目録及び貸借対照表
- 六 法人その他の団体の事業の概要が記載されたパンフレット等
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第四条 条例第八条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の代表者の氏名
- 二 法人その他の団体の定款その他これらに類する書類の記載事項
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(駐車場の利用の手続)

第五条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、自動車駐車場駐車券(様式第二号。以下様式中を除き「駐車券」という。)の交付を受けなければならない。

2 利用者は、駐車場から退場の際駐車券を提出の上、利用料金を納付しなければならない。この場合において、自動車回数駐車券(様式第三号。以下様式中を除き「回数券」と

いう。)によるときは当該利用料金に相当する回数券の券片の納付を、自動車定期駐車券(様式第四号。以下様式中を除き「定期券」という。)によるときは定期券の提示をしなければならない。

- 3 利用者は、前項の回数券又は定期券の購入の際に利用料金を納付しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、利用料金を後日納付することができる。

#### (利用料金の減免)

第六条 条例第十五条第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者が身体障害者手帳若しくは療育手帳又はこれらに準ずる書類を提示したとき 五割
- 二 災害等により市が駐車場を利用する必要があるとき又は駐車場が利用できないと市長が認めるとき 全額
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者が公益上必要があると認めるとき 指定管理者が定める額

#### (利用料金の還付)

第七条 条例第十五条第六項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回数券(購入した単位枚数の全部が未使用のものに限る。) 既納の利用料金の全額
- 二 通用期間前の定期券 既納の利用料金の全額
- 三 複数月有効の定期券のうち通用期間内の定期券 既納の額から既に経過した月数(一月に満たない月数は一月とする。)に一月の定期利用に係る利用料金を乗じて得た額を控除した額

#### (委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

#### 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 附 則(平成二一年規則第六九号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成二三年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二五号)  
この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

箕面駅前自動車駐車場指定管理者申込書		
		年 月 日
(宛先)箕面市長		
		住所又は所在地 団体等の名称
		代表者氏名 印
箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例第6条第3項の規定により、箕面駅前自動車駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
添付書類		
1 駐車場管理に係る事業計画書		
2 団体の定款その他これらに類する書類		
3 団体の登記事項証明書その他これに類する書類		
4 団体の代表者の印鑑証明書		
5 団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書		
6 団体の財産目録及び貸借対照表		
7 団体の事業の概要が記載されたパンフレット等		
8 その他市長が必要と認める書類		

様式第2号(第5条関係)

自動車駐車場駐車券

箕面市立箕面駅前駐車場

駐車券

様式第3号(第5条関係)

自動車回数駐車券

回数券

箕面市立箕面駅前駐車場

様式第4号(第5条関係)

自動車定期駐車券

箕面市立箕面駅前駐車場

月分

氏名 \_\_\_\_\_

自動車の番号 \_\_\_\_\_

定期券の番号 \_\_\_\_\_